



佐賀県公報

平成16年
7月9日
(金曜日)
第 12478号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

- 吉野ヶ里歴史公園の入園料を免除する日 (四七五・まちづくり推進課) 一
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商工課) 一
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (") 二
- 大規模小売店舗の変更に係る意見 (") 三
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三

○告示

●佐賀県告示第四百七十五号

佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)第十条第五号に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十六年七月九日

佐賀県知事 古川 康

年 月 日	免除する使用料等
平成一六年 七月一九日	入園料

○公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年7月9日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス佐賀江北店
杵島郡江北町佐留志1491番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社
代表取締役 榎本 昌豊
東京都台東区上野七丁目14番4号
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃
宮崎市新栄町33番地
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年2月12日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,041平方メートル
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数
建物外平面駐車場(建物北側及び東側) 99台
イ 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 13台
ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物内北西側 21平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内北西側 13.5立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

イ 来客駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物東側 2か所

建物北側 1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後10時まで

2 届出年月日

平成16年6月12日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年7月9日から

平成16年11月8日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年7月9日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス神埼店

神埼郡神埼町大字城原1256番1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき施設① A棟東側 43.2平方メートル

(変更後)

荷さばき施設① A棟東側 43.2平方メートル

荷さばき施設② A棟西側 85.0平方メートル

計 128.2平方メートル

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設① 午前6時から午後9時まで

(変更後)

荷さばき施設① 午前6時から午後9時まで

荷さばき施設② 24時間

(3) 変更する年月日

平成17年2月22日

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年7月9日から
平成16年11月8日まで

3 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、有田町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年7月9日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルマー卜有田店
西松浦郡有田町新南川良45番地 外

2 届出の内容

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
ア 市町村名

有田町

イ 法第4条「指針」に係る意見
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要
意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

- (1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課
- (2) 縦覧期間
平成16年7月9日から
平成16年8月8日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年7月9日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
6 番9	武雄市武雄町大字武雄字下砥石川16686	平成16年 6月30日	4.50~4.52	34.83

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)